

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	91
<b>訓 令</b>	
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (法制文書課)	91
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (総務業務センター)	91
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	93
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業支援課)	93
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	93
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	93
○保安施設地区の指定の予定…………… (治山課)	94
○水防警報河川の指定…………… (河川課)	95
<b>公 表</b>	
○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	95
<b>道教育庁実習船管理局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	96
<b>道公安委員会規則</b>	
○警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則……………	96
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	97

**規 則**

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第66号**

北海道行政組織規則の一部を改正する規則  
北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総合政策部の項中「新幹線・交通企画局」を「新幹線・交通企画局 A P E C貿易担当大臣会合推進局」に改める。

第7条第2項の総合政策部新幹線・交通企画局の事項の次に次の1事項を加える。  
総合政策部 A P E C貿易担当大臣会合推進局  
A P E C貿易担当大臣会合に関すること。

別表第8その2 総合政策部新幹線・交通企画局の項の次に次のように加える。

総合政策部 A P E C貿易担当大臣会合推進局	A P E C貿易担当大臣会合に関する事務
--------------------------	-----------------------

**附 則**

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

**訓 令**

**北海道訓令第8号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令  
北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中 「 新幹線・交通企画局新幹線対策室 | 新幹線 | 」  
を 「 新幹線・交通企画局新幹線対策室 | 新幹線 | 」  
A P E C貿易担当大臣会合推進局 | A 推 | 」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第486号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 257台

イ パーソナルコンピュータ 214台

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成21年10月1日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

#### 4 入札執行の日時等

(1) 入札開始日時 平成21年7月27日（月）午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成21年7月29日（水）午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年7月28日（火）まで必着とする。

(3) 開札場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター

(4) 開札予定日時 平成21年7月30日（木）午後3時

#### 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

#### 6 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 300台

イ 予定時期 平成21年10月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成21年1月16日付け北海道告示第30号

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

#### 9 入札参加申請書の提出

(1) 提出の時期 電子による場合は、平成21年6月30日から同年7月17日までのうち、開庁日及び土曜日の午前8時から午後11時まで。ただし、同年6月30日は午前9時から、同年7月17日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成21年6月30日から同年7月17日までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年7月17日は午後3時まで。

紙による送付の場合は郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年7月16日必着とする。

(2) 提出場所 電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター

#### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター  
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
 電話番号 011-204-5076

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :  
 a. Personal Computer 257  
 b. Personal Computer 214  
 B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., July 30, 2009  
 (Mailed bids must arrive no later than July 28, 2009)  
 C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan  
 Phone : 011-204-5076

北海道告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年6月17日、中新土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
当別土地改良区	弁ヶ別 A ダム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	弁ヶ別 B ダム	同

北海道告示第489号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 富良野市字下フラノ1799の14地先（国有林。次の図に

示す部分に限る。）、1799の14・1799の64・1799の66  
 （以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備  
 (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 2(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡愛別町字豊里2地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2・1012・字北町359の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備  
 (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 3(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字井寒台406（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備  
 (3) 指 定 施 業 要 件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
釧路市（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第491号**

農林水産大臣から、次のように保安施設地区を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安施設地区予定地の所在場所 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線、標柱7号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱10号を結んだ線並びに標柱11号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）  
天塩郡豊富町字上サロベツ7075の1、7076の1、8785、8786
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 指定の有効期間 5年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第492号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
石狩川	支川 豊平川	札幌市南区白川1814番30地先白川橋下流端から札幌市南区南39条西11丁目2044番3地先藻岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで	札幌市南区藤野1条10丁目216番79地先白川橋下流端から札幌市南区真駒内公園17番895地先藻岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで
	支川 厚別川	札幌市白石区栄通21丁目553-158柳瀬橋下流端から札幌市白石区川下735-3市道第3厚別上流950m北海道管理区間下流端まで	札幌市厚別区大谷地西1丁目779-3柳瀬橋下流端から札幌市厚別区厚別西730-1市道第3厚別上流950m地点北海道管理区間下流端まで
	支川 野津幌川	北広島市西の里475番の4地先山根橋下流端から札幌市厚別区厚別町山本1054番13地先小野津幌川との合流点上流300m地点まで	北広島市西の里1025番の1地先山根橋下流端から札幌市厚別区厚別町小野幌774番105地先小野津幌川との合流点上流300m地点まで
	支川 月寒川	札幌市豊平区月寒東5条14丁目291番4地先寒月橋下流端から札幌市白石区平和通11丁目北68番3地先月寒鉄南橋下流100m地点まで	札幌市豊平区月寒東5条14丁目282番4地先寒月橋下流端から札幌市白石区平和通15丁目北19番地先月寒鉄南橋下流100m地点まで
	支川 望月寒川	札幌市豊平区平岸7条14丁目627番1地先望洋橋下流端から札幌市白石区中央3条4丁目28番地先区画1号橋上流端まで	札幌市豊平区西岡1条2丁目50番3地先望洋橋下流端から札幌市白石区中央3条5丁目11番1地先区画1号橋上流端まで
	支川 精進川	札幌市南区真駒内東町2丁目17番98地先澄川橋下流端から札幌市豊平区中の島1条1丁目1番1地先豊平川合流点まで	札幌市南区澄川4条10丁目458番地先澄川橋下流端から札幌市豊平区平岸1条3丁目18番1地先豊平川合流点まで
	支川 千歳川	千歳市新星2丁目6番8地先蘭越橋下流端から新ママチ川との合流点まで	千歳市蘭越4番12地先蘭越橋下流端から新ママチ川との合流点まで
	支川 ママチ川	千歳市真々地1丁目389番149地先真栄橋下流端から新ママチ川との分流点まで	千歳市真々地2丁目389番137地先真栄橋下流端から新ママチ川との分流点まで

支川 新ママチ川	千歳市真々地1丁目390番6地先ママチ川との分流点から千歳川への合流点まで	千歳市真々地2丁目389番133地先ママチ川との分流点から千歳川への合流点まで	
支川 茂漁川	恵庭市柏木町419番1地先市道めぐみ橋下流端から漁川への合流点まで	恵庭市幸町4丁目354番2地先市道めぐみ橋下流端から漁川への合流点まで	
支川 柏木川	恵庭市北柏木町3丁目21番1地先市道柏橋下流端から島松川への合流点まで	恵庭市柏木町579番1地先市道柏橋下流端から島松川への合流点まで	
支川 長都川	千歳市上長都1103番15地先J R橋下流端から千歳川への合流点まで	千歳市上長都89番2地先J R橋下流端から千歳川への合流点まで	
支川 輪厚川	北広島市中の沢245番3地先前田橋下流端から千歳川への合流点まで	北広島市中の沢254番2地先前田橋下流端から千歳川への合流点まで	
常盤川	幹川 函館市西桔梗町510番地3地先西桔梗三号橋下流端から海まで	函館市西桔梗町246番地45地先西桔梗三号橋下流端から海まで	
	支川 石川	函館市昭和3丁目60番10地先石昭橋下流端から常盤川への合流点まで	函館市昭和3丁目60番15地先石昭橋下流端から常盤川への合流点まで
安平川	幹川 勇払郡安平町追分緑が丘49番地先追分橋下流端から勇払郡安平町追分弥生148番地先道道第2安平橋上流端まで	勇払郡安平町追分緑が丘207番地先追分橋下流端から勇払郡安平町追分弥生148番地先道道第2安平橋上流端まで	
胆振幌別川	幹川 登別市片倉町4丁目29番1地先ノボリトラシナイ川との合流点から海まで	登別市川上町225番1地先ノボリトラシナイ川との合流点から海まで	
	支川 来馬川	登別市常盤町5丁目44番地先新登喜和橋下流端から登別市幌別町2丁目1番1地先胆振幌別川への合流点まで	登別市柏木町4丁目29番14地先新登喜和橋下流端から登別市新川町1丁目1番3地先胆振幌別川への合流点まで

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに次の閲覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	閲覧場所
二級河川 常盤川	常盤川	北海道函館土木現業所事業部治水課及び事業部事業課
同	石川	同
二級河川 安平川	安平川	北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び苫小牧出張所
同	勇払川	同

二級河川胆振幌別川 胆振幌別川 北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び登別出張所  
 同 来馬川 同  
 一級河川石狩川 ポン川 北海道旭川土木現業所事業部治水課及び事業部事業課

**道教育庁実習船管理局告示**

**北海道教育庁実習船管理局告示第8号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年6月30日

北海道教育庁実習船管理局長 川 端 道 隆

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式
- (2) 実習船北鳳丸第二種中間検査工事 一式

2 落札を決定した日

平成21年6月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函東工業株式会社
- (2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 落札金額

- (1) 50,295,000円
- (2) 56,175,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年5月1日付け北海道教育庁実習船管理局告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

**道 公 安 委 員 会 規 則**

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

**北海道公安委員会規則第11号**

警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則  
 警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和47年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（携帯を禁止する護身用具）

**第2条** 警備業者等が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるものに限る。）
- (2) 警戒杖（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるものに限る。）
- (3) 刺股
- (4) 非金属製の楯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第3条第1項及び第2項中「場合においては」を「場合は」に改め、同条第3項を削る。  
 附則の次に別表として次の2表を加える。

**別表第1**（第2条関係）

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

**別表第2**（第2条関係）

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下

100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒杖（この規則による改正後の警備業者等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

**道 警 察 本 部 告 示**

**北海道警察本部告示第175号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月30日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

- 警察官（男性）用冬服上衣 1,316着
- 警察官（男性）用冬服ズボン 2,463本
- 警察官（男性）用冬帽子 1,233個
- 警察官（男性）用冬活動帽 834個

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成21年11月13日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(4) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。

(5) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年6月30日（火）から同年8月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間に提出すること。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成21年8月11日 午後1時30分（送付による場合は、同月10日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）において閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
 電話番号 011-251-0110 内線2236

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured :

- a Male police officer's winter clothes jackets, 1,316 pieces  
 b Male police officer's winter trousers, 2,463 pieces  
 c Male police officer's winter hats, 1,233 pieces  
 d Male police officer's winter hats for activity, 834 pieces

B. Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., August 11, 2009

(in case of mail, the necessary documents must be reached by August 10)

C. Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

正 誤

○平成21年3月31日（号外第4号）

北海道規則第45号（北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
 17 左 14  
 誤 第4条第2項第2号イ  
 正 第4条第2項第2号イ